

2025-26 シーズン「越谷アルファーズファンクラブ」会員規約

第1条（総則）

この規約は、株式会社アルファーズ(以下「弊社」といいます)が組織・運営する「越谷アルファーズ ファンクラブ」（以下「本会」といいます）に関して、次条に定める会員（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「本規約」といいます）になります。

第2条（会員の種別）

会員は、以下の種別のとおりとします。

バーガンディー会員

ゴールド会員

レギュラー会員

キッズ会員

第3条（入会手続）

1 本会への入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は、本規約に同意したうえで、弊社が定める必要な届出事項（住所、電話番号、電子メールアドレスを含みますが、それらに限りません。以下、総称して「登録情報」といいます）を記入又は入力して申し込み、第 10 条第 1 項に定める年会費を支払うことで、入会申込をすることができます。

2 18 歳未満の入会希望者が入会申込をする場合は、親権者の同意が必要です。また、弊社から必要に応じて学生証の提示をお願いする場合があります。

3 弊社は、入会希望者からの入会申込みを受けたときは、原則として入会を承認し、会員番号を付与します。ただし、入会希望者に以下各号に定める事由が認められる場合には、入会を承認しないことがあります。

- ① 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、親権者、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- ③ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等に該当していると弊社が認める場合
- ④ その他、会員として不適切であると弊社が認める場合

4 入会希望者は、弊社から会員番号を付与されたことをもって、会員としての資格が生じ、本会が会員に対して提供するサービス（各種の特典を含み、以下「本サービス」といいます）の提供を受けられるものとします。

第4条（会員証）

- 1 弊社は、会員に対し、会員証を付与するものとし、会員本人のみが会員証を利用できます。
- 2 会員は、会員特典を受ける場合、会員証を必ず携帯するものとし、弊社から提示を求められた場合、その指示に従うものとします。
- 3 会員は、会員証の紛失、盗難、滅失その他理由により会員証の再発行を希望する場合、弊社所定の手続きを履行のうえ、弊社所定の手数料を支払って、再発行を受けるものとします。また、再発行の際、それまでに獲得したポイント数等はすべて無効となる場合があります。

第5条（有効期限）

- 1 会員資格の有効期限は、弊社が会員番号を付与し、会員としての資格が生じた日から2026年6月30日までとします。
- 2 会員は、弊社が指定した期間内において更新手続を行うことにより、前項の有効期限を1年間更新することができます。
- 3 前項の定めにかかわらず、弊社のオフィシャルサイトを通じて入会申込を行った会員のうち、年会費の支払い方法をクレジットカード払いとして入会申込を行った会員については、弊社が事前に通知する指定期日までに次年度の会員資格を更新しない手続を行わない場合、次年度も会員資格の継続を希望する者とみなされて、次年度の同種別会員の年会費が自動的に引き落とされます。
- 4 前項の定めにかかわらず、弊社は、弊社の都合により、会員に対し、電子メールで事前に通知した上で、前項に定める自動継続を行わない場合があります。

第6条（登録情報の変更）

- 1 会員は、登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を弊社所定の方法により弊社に通知することとします。
- 2 会員は、登録情報の不備又は前項に定める通知が遅滞したことに起因して、弊社に損害又は追加の費用が生じた場合、当該損害又は増加費用をすべて負担するものとします。
- 3 弊社は、登録情報の不備又は第1項に定める通知が遅滞したことに起因して会員に損害が生じた場合、弊社に故意又は重過失が認められる場合を除き、一切の責任を負いません。
- 4 弊社は、登録情報の不備又は第1項に定める通知が遅滞したことに起因して2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いた

します。

第7条（禁止行為）

弊社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- ① 弊社、本会、弊社が運営するバスケットボールクラブ「越谷アルファーズ」（以下「クラブ」といいます）、クラブの選手・スタッフその他の関係者又は第三者の著作権及び商標権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- ② 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- ③ 弊社が提供する会員特典等を第三者に販売する行為
- ④ 弊社、本会、クラブ、クラブの選手やスタッフその他の関係者又は第三者を誹謗中傷する行為
- ⑤ 弊社、本会の運営を妨げるような行為
- ⑥ 本規約に基づく会員としての地位を、第三者に対して、譲渡、貸与、売買、使用許諾、担保に供する行為
- ⑦ 本会及び本サービスを利用した営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とする行為
- ⑧ 法令、本規約又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
- ⑨ 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第8条（本サービスの停止等）

弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- ① 本サービスに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- ② コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合
- ③ 地震、落雷、火災、停電等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- ④ その他、弊社が停止又は中断を必要とする場合

第9条（会員資格の喪失）

1 弊社は、会員が、以下の各号のいずれかに該当した場合、事前に通知又は催告することなく、会員資格を喪失させることができるものとします。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ② 登録情報に虚偽の事実がある場合のほか、第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合

- ③ 弊社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - ④ 第 7 条各号のいずれかに該当する場合
 - ⑤ その他、弊社が会員として不適切と判断した場合
 - ⑥ B.LEAGUE 会員の会員登録の解除、アカウントの利用停止などの措置が取られた場合
(B.LEAGUE 会員規約 10 条 5 項)
- 2 前項により会員資格を喪失した場合であっても、弊社は、当該会員に対し、既に支払われた年会費を返却しません。

第10条（年会費等の諸費用）

- 1 本会の年会費は以下のとおりとします。
- バーガンディー会員は金 33,000 円（消費税込み）
- ゴールド会員は金 11,000 円（消費税込み）
- レギュラー会員は金 3,300 円（消費税込み）
- キッズ会員は金 1,100 円（消費税込み）
- 2 弊社は、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料のサービスを本サービスとして提供する場合、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
- 3 前二項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。
- 4 弊社は、第 14 条第 2 項に定める場合を除き、理由の如何を問わず、既に支払われた年会費を会員に対して返金しません。
- 5 会員は、弊社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合、送付物の郵送に必要となる費用を別途負担するものとします。

第11条（本規約の内容及びサービスの変更）

- 1 弊社は、本規約の内容を、随時変更することができるものとします。この場合、弊社は、変更後の本規約の施行時期及び内容を弊社のオフィシャルサイト上での掲示その他適切な方法により周知し、又は会員に通知します。ただし、法令上会員の同意が必要となるような内容の変更の場合は、弊社所定の方法で会員の同意を得るものとします。
- 2 弊社は、弊社の都合により、本サービスの内容を変更することができます。

第12条（通知方法）

本規約及び本会の事項に関する弊社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き弊社のオフィシャルサイト上への掲載、電子メール、その他弊社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

第13条（退会）

- 1 会員は、弊社所定の手続きを行い、本会を退会することができます。

- 2 会員が退会手続きを完了したときは、その時点から本会の会員としての地位を失うものとします。

第14条（本会の終了）

- 1 弊社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、弊社の裁量で本会を閉会し、会員に対する本サービスの提供を中止することができます。
- 2 弊社は、前項の定めるところにより本会を閉会し、本サービスの提供を中止した場合、会員に対し、既に支払われた年会費について、会員が本サービスの提供を受けることができなくなった期間に係る金額を日割り計算にて算出し、返金を行うものとします。
- 3 前項に定めるもののほか、弊社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を被った場合でも、弊社は一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第15条（免責）

- 1 弊社は、本サービスが会員の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 2 弊社は、本サービスに関して会員が被った損害について、弊社に故意又は重過失が認められる場合を除き、当該会員に適用される年会費を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 3 会員が本サービスの利用に関連して第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、弊社は、一切の責任を負わないものとします。

第16条（秘密保持）

会員は、本サービスに関連して弊社が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、秘密に取り扱うものとします。

第17条（情報の利用目的）

- 1 弊社は、会員の個人情報を関係法令及び弊社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員は、これを承諾するものとします。また、本条の定めは会員資格の有効期間の満了後又は終了後も、有効に存続するものとします。
- 2 弊社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、弊社関連商品及び本サービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。
- 3 弊社は、取得した会員の個人情報を以下の目的で利用します。

- ① 会員向けチケット販売、グッズ販売
- ② 会員向け特典の案内、提供、管理
- ③ 会員向けメールマガジン等の提供
- ④ 弊社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- ⑤ 新たなサービス・商品の開発
- ⑥ 各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- ⑦ 弊社のサービス・商品提供に関する郵便、電子メール等による連絡
- ⑧ 問い合わせ等への対応

第18条（準拠法）

本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第19条（専属的合意管轄裁判所）

弊社及び会員は、弊社と会員との間で本規約、本会及び本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、さいたま簡易裁判所又はさいたま地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第20条（問い合わせ先）

この規約本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、以下のお問合せフォームまでお願いします。

お問い合わせは [こちら](#)

第21条（本規約制定日）

本規約は 2025 年 5 月 18 日より有効となります。